

沖縄島北部【課題リスト】(2017年2月16日版)

重点的に実施  
継続実施

※背景色を付けた項目は行動計画に記載したもの  
※具体的な担当部局や実施団体については今後検討していくことが必要  
※優先的な課題を抽出することが必要。  
※各事業を優先的に実施する対象範囲を今後検討していくことが必要

赤枠は優先課題の候補  
(青字は今回追記した事項)

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考(検討・評価機関)	地域部会及びWG等で出された今後の検討課題	取組状況・会議等
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
<b>1) 保護制度の適切な運用</b>												
1 やんばる国立公園の管理	環境省				●	●	●	やんばる国立公園の適切な保護管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。			
2 鳥獣保護区の管理等	環境省 沖縄県				●	●	●	ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の希少種が生息する森林部においては、国指定鳥獣保護区及び沖縄県指定鳥獣保護区がそれぞれ指定されている。今後も適切に管理する。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。			
3 与那覇岳天然保護区域の管理等	沖縄県				●			ノグチゲラ、アカヒゲ等の天然記念物の生息地となっている与那覇岳天然保護区域において、今後も適切な管理を行う。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	天然保護区域において、規制が遵守され、希少動植物等が適切に保全される。			
<b>2) 希少種の保護・増殖</b>												
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保全等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保全される。			
2 希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄県 各村				●	●	●	種の保存法により、捕獲・譲渡し等が規制されている国内希少野生動植物種以外の法的な規制のないレッドリスト記載種のうち、特に盗採の危険性が高いと判断される種を抽出し、県もしくは村条例等を制定することにより盗採行為の防止・抑制を強化する。	希少種保護のための法制度の確保。			
3 保護増殖事業等の継続実施	環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 沖縄県 各村				●	●	●	保護増殖事業の対象種(ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ、ノグチゲラ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生生物保護増殖検討会 ・ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止協議会		
①ヤンバルクイナの生息域外保全	環境省 各村							保護増殖事業の事業計画等に基づいて、飼育下繁殖等の生息域外保全を進める。	安定的な飼育・繁殖技術の確立、健全な遺伝的多様性を保った個体群の飼育下での維持。	・ヤンバルクイナ保護増殖事業WG ・やんばる希少野生生物保護増殖検討会	飼育個体群だけで健全な遺伝的多様性を保つためには、相当な個体数が必要となる。	各種検討会、協議会、WG
②ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止パトロール	環境省 林野庁 沖縄県 各村							各行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら、密猟防止パトロールや普及啓発を行う。	ヤンバルテナゴコガネやオキナワマルバネクワガタの密猟に対する効果的な監視体制の確立、密猟が発生しない状況の確保。	・ヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業WG ・ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止協議会 ・やんばる希少野生生物保護増殖検討会		
③沖縄北部国有林における希少野生生物保護管理事業	林野庁							国内希少野生動植物種に指定されている3種(ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ、ノグチゲラ)の生息域を対象に、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行う。	ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ、ノグチゲラの保護管理のための生息状況等に関するデータの蓄積。			
4 保護増殖事業対象種以外の希少種の生息・生育状況の把握と保護の取組みの検討・実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	保護増殖事業対象種以外の希少種(国指定天然記念物や国内希少野生動植物種であるケナガネズミ、オキナワトゲネズミ等を含む)について、生息状況、生息・生育環境等の把握、分析等を行うとともに、必要に応じて、適切な保護方策を検討し、実施に努める。	保護増殖事業対象種以外の希少種が自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【固有種・希少種の生息・生育状況】		絶滅のリスクが非常に高い種について新規に保護増殖事業対象種に含めること(オキナワトゲネズミ等)。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	地域部会及びWG等で出された今後の検討課題	取組状況・会議等
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
①文化財（ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ）の現状調査	沖縄県	■	■	■				国指定天然記念物となっているケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの生息状況等について調査を行い、個体群の推移等について監視すると共に、保全対策検討の際のデータとして活用する。	ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの生息状況等に係る科学的データを取得する。		・現状調査だけではなく、調査結果を踏まえた対策を実施していく必要がある。 ・ケナガネズミ（文化財）等が「重点実施」にする必要である。（意見後に修正） ・ケナガネズミだけでなく、やんばるのシンボル種であるノグチゲラやヤンバルクイナ等の希少種についても生息状況等について調査が必要。関係者間でデータを共有し、また、公表してほしい。	
②希少植物の生育状況等調査	環境省 沖縄県	■	■	■				希少植物の生育状況や分布状況などの調査を行い、適切な保護対策に資するようなデータを取得・蓄積する。	希少植物に関するデータの取得・蓄積。		・やんばる地域の生物多様性保全のためには植物相にもしっかり目を向けることが重要。 ・希少植物の分布調査や生育環境評価、モニタリング体制の構築等が必要。	
5 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 林野庁 沖縄県 沖縄総合事務局 各村	■	■	■	●	●	●	希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。また、移動経路の確保や動物が道路に飛び出さないような改良を加えることにより、事故の発生防止を図る。	希少野生動物等の生息地において、通行者が野生動物の交通事故等を認識し、法定速度が遵守され、事故が発生しない状況を確認。 事故が発生しにくい道路構造等の実現。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生動物保護増殖検討会 ・やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議	・やんばる希少野生動物保護増殖検討会 ・やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議	
6 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体	■	■	■	●	●	●	沖縄島北部の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図る。	希少野生動物の救護及び野生復帰を適切に実施できる体制の確保。		・ヤンバルクイナだけではなく、ノグチゲラ等他の希少種も対象とした施設が必要。	・やんばる希少野生動物保護増殖検討会
7 希少野生動物の密猟・盗採防止	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体	■	■	■	●	●	●	核心的な森林へアプローチする林道を中心として、野生動物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。市町村や地元団体、警察など、様々な主体と連携しながら取り組む。	希少野生動物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確認。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】			
8 ノグチゲラ保護区の管理と保護監視員の設置	東村	■	■	■			●	東村ノグチゲラ保護条例に基づき、ノグチゲラ保護区等について、保護監視員を配置し、保護区等の監視やノグチゲラの繁殖状態のモニタリング等を行う。	東村（分布の南限付近）におけるノグチゲラが安定的に繁殖できる生息環境の保持。			
9 遺産地間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化	国頭村 地元関係団体	■	■	■	●	●	●	辺戸岳周辺と脊梁山地の間において、希少種にとってのコリドー機能を強化するため、希少種の移動状況の把握・分析、外来種対策等を実施するとともに、森林の連続性確保のための生態回廊の形成について検討する。	辺戸岳周辺と脊梁山地の間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化。			
<b>3) 外来種による影響の排除・低減</b>												
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 林野庁 沖縄県 各村	■	■	■	●	●	●	既に定着している侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。沖縄島北部に未定着な侵略的外来種の見逃し情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値（生態系・生物多様性）への影響が大きいと考えられる外来種による影響の排除・低減。		・外来植物、外来アリ等の侵入状況もモニタリング・評価し、必要に応じて対策を講じる必要がある。 ・外来動物への対策だけでなく、外来植物への対策も必要。 ・クマネズミが広域で侵入している。重点的な取組が必要である可能性がある。	外来種対策事業検討委員会
①侵略的外来種への対策	環境省 沖縄県 各村	■	■	■				侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる外来種の選定及び対策。			
②侵略的外来種の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応	環境省 林野庁 沖縄県 各村	■	■	■				沖縄島北部における外来種の見逃し情報を収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。既に近隣市町村まで侵入しており、沖縄島北部の遺産価値への影響が高い侵略的外来種の侵入状況の情報収集及び対策を行う。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる侵略的外来種の侵入状況の情報収集及び対策の実施。			
③外来ヘビ対策	沖縄県	■	■	■				近年、沖縄県内への侵入が確認されている外来種のヘビが沖縄島北部へ侵入しないよう、マングース北上防止柵をヘビが侵入しないような構造とし、侵入を防止する。	外来ヘビが侵入できない状態を確保。			
2 マングース対策の実施	環境省 沖縄県				●	●	●	希少野生動物の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの捕獲排除を行う。また、マングースの完全排除地域を設定し、この地域に新たにマングースが侵入しないよう、侵入防止柵を管理する。	沖縄島北部におけるマングースの完全排除、新たな侵入の防止。 【マングースの相対生息密度(CPUE)、確認範囲、個別検討会における評価】	沖縄島北部地域マングース防除事業検討委員会		

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	地域部会及びWG等で出された今後の検討課題	取組状況・会議等
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
3 野生下のネコの捕獲	環境省 沖縄県 各村	■	■	■	●	●	●	野生動物の捕食等により在来の生態系に影響を及ぼしている（及ぼす可能性のある）野生下のネコの捕獲及び排除を行う。また、分布や捕食の現況について把握するとともに効率的な捕獲方法について検討する。	野生下のネコの排除による在来の生態系の保全。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネコ・イヌは沖縄島北部の遺産価値にとって緊急かつ重大な課題であるため、早急な対策が必要。</li> <li>・野犬の問題が顕在化してきているため、早急な対策が必要。野犬は人への被害があることに加え、やんばるにネガティブイメージがついてしまうため、もっと力を入れて取り組まなければならない緊急の課題。</li> <li>・イヌ・ネコについて、各実施主体がこれまで実施してきた取組が後退しているのではないかと懸念している。</li> <li>・捕獲対策だけでは不十分であり、供給源対策としての普及啓発も重要。</li> <li>・発生源対策（入口対策）をしっかりと必要とともに、ネコ捕獲後にどのように保護収容するか等出口対策も重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノイヌ・ノネコ対策検討委員会</li> <li>・やんばる地区ネコ対策連絡協議会</li> </ul>
4 ネコの愛護及び管理に関する条例の徹底	各村	■	■	■	●	●	●	各村それぞれにおいて制定しているネコの愛護及び管理に関する条例に基づいて飼いネコの登録やチップ装着・避妊去勢手術の推奨、集落内及び周辺で所有者がいないネコの保護収容、各種普及啓発等を実施する。猫の保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い猫による野生動物への悪影響の防止、集落内及び周辺で所有者がいないネコの完全排除への貢献、ネコと希少野生動物に関する一般認識の向上、所有者のいないネコの新規発生防止。 【飼い猫のマイクロチップ装着個体数・率】			
5 所有者のいないネコ・イヌの保護収容・譲渡施設の整備・運営	沖縄県 各村	■	■	■	●	●	●	所有者のいないネコ及びイヌについて、保護と飼養、譲渡先への引き渡しという一連の取組の実施が可能な施設の整備や体制の構築に取り組む。また、この施設においては、子供たちと動物とのふれあいなど、教育面での活用等についても検討する。	所有者のいないネコ及びイヌの保護・飼養から譲渡先への引き渡しまでを実施する体制・設備の確保。 所有者のいないネコ及びイヌの新規発生防止。			
6 飼い犬条例の徹底	各村	■	■	■			●	各村それぞれにおいて制定している飼い犬条例に基づいて、飼い犬の適正な管理を徹底する。イヌの保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い犬による野生動物への悪影響の防止、所有者のいないイヌの新規発生防止。			
7 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県 各村	■	■	■			●	在来の生態系に大きな影響を及ぼしている愛玩動物（犬、猫、爬虫類等）の放逐を防止するためのパトロールやキャンペーンを実施するとともに、必要に応じて条例等の制定による対策強化についても検討する。	愛玩動物放逐の根絶・新規発生防止。			

4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和

1 やんばる型森林業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体	■	■	■	●	●	●	沖縄島北部の森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。	森林の利用区分（ゾーニング）の設定や見直しによる利用区分ごとの森林機能の向上。		第一次産業としての林業と遺産価値・自然環境の保全の両立を図る具体的取組や方針について、関係者間の合意形成が必要。	
2 野生鳥獣の保護及び地域社会との共存	環境省 沖縄県 各村	■	■	■			●	野生鳥獣と地域社会の共存を図るため、野生鳥獣の適切な保護管理による生物多様性の確保を行うとともに、農林業への悪影響や生活環境の被害の防止に必要な取組を行う。	生息環境管理及び被害防除対策の実施による野生鳥獣と地域社会の共存			
①カラスの適正管理の実施	環境省 沖縄県 各村	■	■	■				在来のカラスの個体数の増加に伴い、農業被害や生活被害が増加し、また希少種等の他の在来野生生物へ影響を起す可能性もあることから、生物多様性保全と地域社会との共存に向け、被害状況に係る情報の収集や調査、発生源対策等の総合的な対応について検討する。	カラスの増加による農業・生活環境被害や生態系への悪影響を防止する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラスがヤンバルクイナの雛を捕食するので対策が必要。</li> <li>・カラスについては、地域住民、農家も困っており、事業項目として入れておいたほうが良い。</li> </ul>	
3 自然共生型農業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体	■	■	■			●	各村の貴重な野生生物の生息環境の改善、生物多様性に配慮した基盤整備、土づくり等を通じて、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な自然共生型農業を推進し、世界遺産ブランドを活用した農作物の付加価値向上に結び付ける。	自然共生型農業が地域に定着することにより生物多様性が保全される。 農作物のブランド価値が高まることにより、農業振興が図られる。		自然共生型農業のあり方や具体的取組について、関係者間の合意形成が必要。	
4 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県 各村	■	■	■			●	沖縄県赤土等流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。 【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会	既存の取組では十分な成果が得られていないことから、より実効性のある赤土流出対策が必要。	沖縄県赤土等流出防止対策協議会
環境調和型産業への支援対策		■	■	■				世界自然遺産の価値を持続的に確保しつつ産業との調和・振興を図るため、関連産業等が行う環境対策に対して支援を行う。	農林水産業への支援 ○環境調査費用及び環境保全対策等費用（維持管理含む）の支援を行う。 ○環境保全対策等を講じた農林水産物の製品・商品価値を高める優良品認証制度（仮称）等の設置及び登録費用等の支援を行う。			

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	地域部会及びWG等で出された今後の検討課題	取組状況・会議等
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
<b>5) 適正利用とエコツーリズム</b>												
1 世界遺産に関する観光ビジョンの策定による持続可能な観光の推進	沖縄県各村地元関係団体						● ● ●	世界自然遺産に関わる各種行政機関、地域関係団体等が参加した協議会等の場で、関係者の情報共有、意見交換による合意のもとで、沖縄島北部3村が連携し、世界遺産沖縄島北部における観光・エコツーリズム、保護保全の在り方を示した観光ビジョンを策定して遺産価値の維持と観光振興を両立する。	世界遺産推薦地における観光ビジョンが策定され、遺産価値の維持と観光振興の両立が実現される。		・地元の意見・意向を踏まえたビジョンにするため、観光ビジョン作成を担う主体についての検討が必要（協議会の設立等）。 ・ビジョン策定後の進行管理も念頭におくことが重要。 ・森林を対象にしたツーリズムだけでなく、観光全体の方向性を示すビジョンは必要。 ・民間事業者も協働して戦略作りに取組めると良い（WG意見）	
2 体験・滞在・交流による観光スタイルの確立	沖縄県各村地元関係団体						● ● ●	エコツーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、民泊、集落散策、歴史文化体験などの様々な形態のツーリズムを融合し、世界遺産の周辺地域も含めた魅力的なプログラムを検討・開発するなど、3村の連携により、体験・滞在・交流による沖縄島北部地域の観光スタイルを確立する。	世界遺産の周辺地域も含め、地域の自然・文化を活用した魅力的な体験・滞在・交流メニューを提供できる体制の設置。		・沖縄島北部3村の観光に関する中心的な窓口が必要。	ヤンパク事務局
3 森林ツーリズムの推進体制の構築	沖縄県各村地元関係団体						● ● ●	森林の適切な利用を図るためのルール、モニタリングとフィールド管理及びルールを守りながら質の高いツアーを提供するためのガイド制度等の仕組みを構築し、持続的な資金の確保により、地域が自立してこれらを管理・運営する組織体制の整備（協議会の設置等）を目指す。	遺産価値（生物多様性と生態系）の保全と森林の利活用の両立による山村地域の振興に資する森林ツーリズム推進体制の構築の実現。		・沖縄島北部3村の観光に関する中心的な窓口が必要。 ・ツアープログラムの質等を公正にチェックすることが必要（機関設立等）	
①各フィールドにおける利用調整	各村ツーリズム関係団体							自然利用の各フィールドにおいて、過剰利用による自然環境への悪影響等が発生しないように利用を調整し、適切な利用（持続可能な利用）を図る。具体的には、ルールの設定、利用人数制限、利用施設の拡充等について検討する。	世界遺産の価値を体感でき、遺産価値への悪影響が発生しない利用形態の確立。		・慶佐次川のルールは事業者間のものであるため、保全等を考慮したルールを検討中 ・玉辻山に関しては行政間の調整に加えて、エコツーリズム関係の事業者や協会も含めた協議が必要。	
②ガイド養成講座（人材育成）の実施	各村ツーリズム関係団体							ガイド制度の仕組みを構築し、ガイドの養成を行う。	保護について考慮した適切な利用を実現できるガイド養成の仕組みの確立。		・森林ツーリズム推進事業において検討中。	
③利用者数及び自然環境のモニタリング	各村ツーリズム関係団体							特にオーバーユースが懸念されるような自然利用のスポットにおいて利用者カウンターの設置等により利用者数の推移と自然環境の変化を調査し、環境にかかる負荷をモニタリングする。	主要な自然利用スポットにおける利用者数の監視体制の確保、過剰利用の防止。		・オーバーユースの影響を評価するモニタリング方法がなく、実効性のある手法開発が必要（WG意見） ・環境容量について、データで示すことが重要（WG意見）	
④地域資源の掘り起こしとプログラム開発	各村ツーリズム関係団体							森林やその周辺における資源を掘り起こし、多様な資源を活用したプログラムを開発する。	各村における適切かつ魅力的な利用形態の確立。			
⑤3村連携組織の機能強化	各村ツーリズム関係団体							関係行政機関及び関連団体等との連携のもとで、沖縄島北部全体を包括したガイドの登録・認定制度の構築や、3村外のガイドや全県レベルの組織等との連絡・調整、エコツアープログラムの開発等を担う事務局機能を確保する。	沖縄島北部において3村連携による各取組の連絡・調整等を担う事務局機能の確保。			やんばる型森林ツーリズム推進事業
4 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省沖縄県各村地元関係団体						● ● ●	遺産価値（生物多様性と生態系）を保全するため、以下の取組み等を実施することで自然利用に伴う負荷の低減を図る。 ○利用分散のための周辺地域への利用誘導 ○統一的な希少種の観察ルール等の検討 ○世界遺産地域内道路及び接続道路の通行管理	自然利用に伴う負荷が低減され、遺産価値（生物多様性と生態系）の保全がなされる。		・突然の利用状況の変化に迅速に対応できる仕組みを検討することが必要（WG意見）	
①世界遺産周辺地域への利用誘導	各村							世界遺産の周辺部（里山、海岸等）に自然・文化の利用フィールドを整備し、利用者が核心部に集中しすぎないように、利用分散を図る。特に、世界遺産の核心地域では受け入れることができないような団体客などに対応できるフィールドの確保を検討する。	世界遺産周辺部における十分な利用フィールドの整備、核心部への利用集中が発生しない状態の実現。		・森林ツーリズム・ダムツーリズムにおいて検討可能	
②統一的な希少種の観察ルール等の検討	環境省沖縄県各村							来訪者の観察による希少種への影響や、地元住民との軋轢等の問題を回避するため、予め観察ルール等を検討する。また、ルールの効果についての評価・確認を行い、その結果を適切に反映する。	希少種の生息・生育や地元住民の生活に影響しないような観察ルールの適用、適切な観察形態の確立。		・観察ルール検討（策定）後の評価・確認についても念頭に置くことが必要。	
③世界遺産地域内道路及び接続道路の通行管理	沖縄県各村							世界自然遺産登録により最も利用者数の増加・集中が懸念されるエリアに関しては、利用ルールに基づく秩序ある利用を推進するため、地域内道路及び接続道路の管理体制を確立する。 ○国頭村営林道夜間通行規制の実施	世界遺産地域内道路及び接続道路の通行管理体制の確立			

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	地域部会及びWG等で出された今後の検討課題	取組状況・会議等
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
5 利用の質の向上に向けた取組の強化	沖縄県各村地元関係団体				●	●	●	世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供		・沖縄島北部3村の観光に関する中心的な窓口が必要。 ・世界遺産に登録されると一時的に観光客が増加すると予想されるが、観光客を継続して受け入れるためには、地域の受け入れ態勢が重要になる。観光客を呼び込む戦略が必要となる。 ・外国からの急激な入り込みが始まっており、早急な対策がソフト及びハード面で必要（多言語による普及啓発・パンフレット等）（WG意見）。	
6 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省沖縄県各村地元関係団体					●	●	生態系や生物多様性などの遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような利用施設の管理・整備を行う。 ○クイナ自然の森の維持管理 ○ヤンバルクイナ生態展示学習施設の運営 ○情報発信拠点施設等の整備・運営 ○森林の魅力を引き出す施設整備 ○希少生物の生態展示学習施設の充実	遺産価値の保全と適正利用の両立、利用者の体験の質の確保。 【拠点施設利用者数】			
①より効果的な既存施設の活用	各村							沖縄島北部においては、「国頭村森林公園」や「やんばる学びの森」、「森林セラピーロード」等、すでに整備された自然利用に関する施設がある。世界遺産地域全体の適正利用のあり方の検討にあわせ、各施設のより効果的な活用方策についてし、実行する。	各施設単体ではなく、沖縄島北部全体の利用方策にあわせ、それぞれの施設が有機的に連携した利用形態の確保。			
②クイナ自然の森の維持管理	国頭村NPO							マングースやノネコ等の侵入を防ぐフェンスで囲った生息地をクイナ自然の森とし、ヤンバルクイナの保護・生態研究をはじめ、飼育下繁殖個体の野生復帰に向けた放鳥試験に活かす。	クイナ自然の森内の生息環境及び、個体群が安定的に維持される状況を確保。	クイナ自然の森管理運営協議会		・拠点整備構想検討会 ・クイナ自然の森管理運営協議会 ・ヤンバルクイナ生態展示学習施設4者協議
③ヤンバルクイナ生態展示学習施設（クイナの森）の運営（国頭村ヤンバルクイナ保護増殖事業の継続実施）	国頭村							一般来訪者向けのヤンバルクイナ生態展示を行うとともに、職員による解説や、ポスター等を用いてヤンバルクイナに関する普及啓発を行う。	ヤンバルクイナの生態展示の継続。		・個体の飼育管理のため、専門知識を有する人材の配置が必要。	
④情報発信拠点施設等の整備	環境省沖縄県							世界自然遺産の保全・利用・管理に関わる情報発信、自然の成因や体験の歴史的理解や自然・文化・暮らしに関する環境学習、フィールド利用のルール周知や事前準備のための機能を有する施設の整備を検討し、他の拠点施設やフィールド利用との連携を強化する。	世界遺産の入口機能・利用拠点等に関する施設の整備。		・施設整備後の継続的な維持管理、適正化が必要	
⑤森林の魅力を引き出す施設整備	沖縄県各村ツーリズム関係団体							魅力的な森林体験や眺望が楽しめる利用施設等を整備し、世界遺産の森の価値を誰もが実感できる自然探勝フィールドや利用拠点を確保する。	世界遺産の価値を感じながら高い満足度を得られる利用施設の整備。			
⑥希少生物の公開展示施設の充実	沖縄県各村							ヤンバルクイナ生態展示学習施設や保護・増殖事業、傷病鳥獣施設との連携を強化することにより、多くの人々がヤンバルクイナだけでなく他の希少生物も観察できる生態展示施設を整備するとともに、フィールド型の展示施設の整備の可能性についても検討する。	沖縄島北部に生息する様々な希少生物を観察できる施設の確保。		・希少生物とはヤンバルクイナだけではなく、多様な希少生物が存在する。各村において展示施設の拡充が望まれる	
世界遺産沖縄島北部の保全管理基金の設立・運営	沖縄県各村							世界遺産の価値を保護し持続的に活用していくための財源を確保するため、沖縄島北部を訪れる観光客、エコツアー・イベント参加者、宿泊者等からの協力金の徴収、ふるさと納税制度の活用による保全管理活動プロジェクトへの拠出、寄付金の募集、関連商品価格の販売等を実施する。	世界遺産の保全・管理及び持続的利用のための財源の確保		・環境や地域振興に係る目的税の導入も重要な取組（WG意見）	やんばる型森林ツーリズム推進事業
6) 地域社会の参加・協働による保全管理												
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、関連の施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。		・地元自治体においても生物多様性戦略を作成すると良い（WG意見）	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	地域部会及びWG等で出された今後の検討課題	取組状況・会議等
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
2 照葉樹の森再生事業の実施	各村 地元関係団体					●	●	核心部周辺の森林や遊休地等において、健全な照葉樹林への回復を促すための森林管理としての種子散布、補植、表土の撒き出し、外来植物の駆除、ノグチゲラの採餌木の植栽やモニタリングを実施する。なお、森の再生事業の実施に当たっては、地域の林業関係者や地域住民の参加と協働による活動を展開する。	世界自然遺産としての価値を確実に維持できるような緩衝機能を持った森林の確保、森林管理体制の確保			
3 大宜味村地域生物多様性保全計画の実施	大宜味村 地元関係団体				●	●	●	地域生物多様性保全計画に基づき、若者を中心とした環境教育の実施や環境監視のためのモニタリングの実施などを行い、自然環境の保全に努める。	村民のみならず多くの県民に世界自然遺産の価値を認識し、環境保全に取り組む活動を実施していく。			
4 沖縄島北部の河川における調査及び自然再生事業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部において自然度が低下している河川を対象に調査を実施するとともに、沖縄県自然環境再生指針を参照しながら、奥川、田嘉里川、慶佐次川等における自然再生事業を推進する。	水生生物等多様な生物が生息・生育する河川環境の復元。 【個別検討会における評価（慶佐次川）】	・奥川自然再生協議会 ・慶佐次川自然環境再生協議会		
①奥川自然再生事業	沖縄県 国頭村 NPO							段差工の改修、生態系配慮型護岸への改修、河川の蛇行の復元等による自然再生を図る。	水生生物をはじめとした河川まわりの様々な生物が生息・生育する河川環境の復元。	・奥川自然再生協議会		
②田嘉里川自然再生事業	沖縄県 大宜味村 地域団体							河口閉塞改善、上流部における散策道整備等による自然再生、環境整備を図る	水生生物をはじめとした河川まわりの様々な生物が生息・生育する河川環境の復元及び観光産業の振興。			
③慶佐次川自然再生事業	沖縄県 東村 地域団体							モデル事業として慶佐次川で、赤土流出の防止対策や緑化などで自然の再生に取り組む。	水生生物をはじめとした河川まわりの様々な生物が生息・生育する河川環境の復元及び観光産業の振興。	・慶佐次川自然環境再生協議会		
④河川自然環境基礎調査	沖縄県 各村							構造物の設置により、自然度が低下している河川に対して調査を実施し、河川環境の復元方法を検討する。	河川環境復元の事業実施に向けたデータ収集、関係機関との合意形成。			
5 普及啓発活動の実施	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産登録の制度、意義、進捗状況、関連の取組、地域の役割や責務等について、シンポジウムや講演会、広報誌等の多様な機会を通じて、地域住民への普及啓発を行う。特に、地域住民の協力が必要な事項については、重点的に実施し、理解促進を図る。	世界自然遺産及び関連した取組の進捗状況等、地域住民自らが協力すべき事項等に対する、理解・協力を得た状態の実現。 【沖縄島北部部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム、勉強会・研修会等の開催回数、参加者数】		・世界自然遺産に関する意識が地域住民に定着していない現状であり、普及啓発の取組を重点的かつ早急に実施することが必要。 ・地域住民への普及啓発活動の項目が必要。例えば、大人向けにはシンポジウムや講演会を定期開催し、やんばるの自然に関する知識を深めてもらうことが重要。 ・世界遺産を持続可能な開発の一つのツールにしていくべきであり、そのための人材育成が重要（WG意見） ・利用者への普及啓発・情報提供の際には航空機や船舶等交通機関との連携も有効（WG意見） ・息の長い地域の人材育成も重要な取組（WG意見） ・民間事業者も協働して情報提供に取組めると良い（WG意見）	広報誌（やんばる遺産だより）の発行、シネマ広告、車体広告、CM 等
6 教育体制の充実	林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	子供たちに地域の自然・文化に興味をもってもらうため、小・中学校の授業における環境学習を充実させる。また、辺土名高校の環境科においては、世界遺産教育を念頭においたカリキュラムの導入を検討する。	子供たちが、地域の自然や文化に興味をもち、世界遺産価値の保全の重要性を理解した状態の実現。将来的には、世界自然遺産に関連する仕事への地元からの就業者増加。		・子どもたちへの自然・文化教育も重要。 ・世界遺産を持続可能な開発の一つのツールにしていくべきであり、そのための人材育成が重要（WG意見：再掲）	
7 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 各村					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。 【環境配慮の取組実績】			
8 不法投棄防止パトロール・キャンペーン及び撤去事業の実施	林野庁 沖縄県 各村					●	●	世界遺産登録後の利用増がゴミの不法投棄のさらなる増加につながる可能性があることから、不法投棄防止に向けたパトロールやキャンペーンを実施して広く県民への普及啓発に努めるとともに、既に投棄されたゴミの撤去についても合わせて検討する。	各利用者が増加しても、不法投棄が発生しない状況の確保。		・国、県、村で取り組む問題である	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	地域部会及びWG等で出された今後の検討課題	取組状況・会議等
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
<b>7) 適切なモニタリングと情報の活用</b>												
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 沖縄県 各村							各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の収集・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が収集・蓄積され、保全・管理に活用される。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況変化に対応するため、モニタリングを実施して、その結果を管理計画にフィードバックしていくことが重要（WG意見）。</li> <li>・森林に関するモニタリングの項目が必要（WG意見）。</li> <li>・実施主体を考慮し、実行可能なモニタリング計画とすることが望ましい（WG意見）</li> <li>・情報を有効に活用するための仕組みや体制が重要。（情報を一か所に集約し各機関や地域が情報を共有する仕組み等）（WG意見）</li> </ul>	